

農地法第4条及び第5条許可申請添付書類一覧

○：添付必要書類 △：内容により必要となる書類

4条申請・・・「正本」必要な添付書類すべてを番号順に製本（左綴じ）1部

「副本」★印のみ番号順に製本（左綴じ）1部

5条申請・・・「正本」1部、「副本」★のみ：転用事業者の人数分、申請書のみ：土地所有者の人数分

※副本は申請者の中で同住所の方がいる場合、その分はまとめて1部で可。

番号	転用目的 添付書類	農	農	自	建	集	店	公	自	貸	事	資	太
		家	業	己	売	合	舗	益	己	業	業	材	陽
		住	用	用	住	住	・	的	用	駐	用	置	光
		宅	倉	住	宅	宅	工	施	駐	車	場	場	発
		庫	宅	宅	宅	宅	場	設	車	場	場	場	電
		宅	宅	宅	宅	宅	場	設	場	場	場	場	電
1	申請書★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	土地登記全部事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	住民票抄本等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	案内図★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	公図写し★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	配置図・排水計画図★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	○					
8	工作物構造図等★						△	△		△	△		○
9	事業計画概要書			○	○	○	○	○		○	○	○	○
10	資金証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	土地改良区意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	公共用道水路占用 使用許可書等写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
13	農用地区域証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	都市計画法第29条受付証明 都市計画法第43条受付証明 施行規則第60条適合証明	○	△	○ いずれか	○ いずれか	○ いずれか	○ いずれか	○ いずれか					
15	仮登記権利者の同意書等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
16	(根) 抵当権者の同意書等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
17	地役権者の同意書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
18	代替性の検討表 及び候補地の位置図	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
19	盛土許可申請の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20	車両一覧又は車検証写し						△	△	○	○			
21	近隣住民住居位置図 法人所在位置図 現況図									○	○		
22	求積図	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
23	発電設備認定通知写し												○
24	電力会社との協議書類												○
25	発電施設設置計画書												○
26	宅建免許証写し			○									
27	その他参考となる書類	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	法人登記事項証明書			△	△	△	△	△		△	△	△	△
29	決算報告書等写し			△	△	△	△	△		△	△	△	△
30	定款又は寄附行為写し			△	△	△	△	△		△	△	△	△
31	委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◆その他状況に応じて別途書類が必要となる場合があります。◆

転用目的	番号	添付書類
一時転用	32	農地に復元することの誓約書
	33	農地への復元計画図
	34	耕作管理計画書
	35	工事請負契約書写し
	36	土地賃貸借（使用貸借）契約書写し
	37	工事箇所位置図
	38	都市計画法合議
営農型太陽光発電 （一時転用）※	39	営農型発電設備の設計図
	40	下部の農地における営農計画書
	41	営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ 又は必要な知見を有する者の意見書
	42	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担する ことが合意されていることを証する書面 （設備の設置者と営農者が異なる場合）

※営農型での一時転用の場合は事前に窓口へご相談ください。

## 添付書類内容

番号	書類の名称	説明事項
1	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書は左綴じで<b>割印</b>をし、両ページとも上の欄外に<b>捨印</b>を押してください(行政書士による代理人申請の場合を除いて、申請者全員分の印が必要。ただし自署の場合、印は不要)。</li> <li>日付は提出日を記入してください。</li> <li>印鑑は認印で可。</li> </ul>
2	土地登記全部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行後<b>3ヶ月以内の原本</b>(法務局で取得)を添付してください。</li> <li>申請地1筆ごとに1通添付してください。</li> </ul>
3	住民票抄本等	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>土地所有者</b>の、土地登記全部事項証明書に記載されている住所と現住所が<b>異なる場合</b>等に添付してください。</li> <li>住民票でつながらない場合には、戸籍の附票、改製原戸籍、改製原戸籍の附票等を添付し、それでもつながらない場合には不在証明を取得してください。</li> </ul>
4	案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請地、併用地、別件同時申請地等を記入して色付けしてください。</li> </ul>
5	公図写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局で取得。</li> <li><b>隣接地の地目、面積、所有者</b>を記入してください(法務局で要約書を取得して記入)。</li> <li><b>隣接地が道路や水路であっても、地番がついているものは記入してください。</b></li> <li>町境等で公図が複数になる場合は、接続点分かるように記入してください。</li> </ul>
6	配置図・排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は<b>実線</b>で、駐車場等の露天の配置は<b>点線</b>で記入してください。</li> <li>建築物は建築面積を、その他のものは所要面積を記入してください。</li> <li>汚水(建物がある場合)、<b>雨水の排水計画</b>を記入してください。</li> <li>境界の施工方法を記入してください。</li> <li>太陽光発電、資材置場、駐車場など建築物のない敷地の利用を目的に転用する場合は、雨水の排水対策、底地の施工方法、見切り(土堰堤)などの設置及び除草方法を記入してください。</li> <li>必要に応じて断面図等を提出してもらうこともあります。</li> </ul>
7	平面図・立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物(物置、カーポート、駐輪所等を含む)がある場合に添付してください。</li> </ul>
8	工作物構造図等	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電パネル等の場合に添付してください。</li> </ul>
9	事業計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的で転用する場合に添付してください。</li> <li>現在の事業内容(転用事業者の業種、施設の概要、従業員数、取引先等)及び転用事業内容(事業の内容、転用行為に係る費用、労務計画、年間生産量等)について記入してください。</li> </ul>
10	資金証明	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>3ヶ月以内の金融機関の融資証明書、預貯金の残高証明書、預貯金通帳写し</b>のいずれかを添付してください(預貯金通帳の写しについては、行政書士による申請の場合は原本証明でも可とし、本人申請の場合には原本を一度確認します)。</li> <li>土地収用法対象事業等に該当する場合は、事業担当課からの副申書を添付してください。</li> <li><b>転用目的が自己用住宅の場合には、「自己住宅用資金計画書」(別添様式)</b>を添付すれば、ローン事前相談結果通知書等(有効期限内のもの又は有効であることを確認したことを行政書士が証明したもの)、融資証明書及び残高証明書の写し・ネットバンキングの画面コピー(行政書士による原本証明されたもの)でも可。</li> <li>親等から贈与や借入れを受ける場合には、確約書と贈与(借入)額分の資金証明を添付してください。</li> <li>親等と共有の場合、共有者全員の資金を証する書面を添付してください。(夫婦は除く)</li> </ul>
11	土地改良区意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書の発行までに期間がかかることがあるので、余裕を持って手続きしてください。</li> </ul>

12	公共用道水路占用使用許可書等写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要不要については各土木整備事務所、各土地改良区等に確認してください。</li> <li>・許可書写し又は許可見込みがあることがわかるものを添付する又は土地利用計画図(配置図)に協議済みの記載をしてください。</li> </ul>
13	農用地区域証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地(青地)利用計画の変更の通知書(除外決定通知)(担当グループの合議が必要)又は農用地区域外の証明(白地証明書)を添付してください(農振地域外は添付不要、当初から白地である場合は担当グループの合議でも可)。</li> <li>・除外された後に内容変更をした場合は、除外決定通知に加えて計画内容変更届出書(担当グループの合議が必要)を添付してください。</li> <li>・一時転用の場合は添付不要。</li> </ul>
14	都市計画法第29条受付証明 都市計画法第43条受付証明 施行規則第60条適合証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条又は第43条申請の場合は、許可申請書の写しに土地政策課の受付印を押したもの(受付証明)を、農家住宅等の都市計画法施行規則第60条適合証明のみの場合は、証明書の写しを添付してください。</li> </ul>
15	仮登記権利者の同意書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地にこれらの権利が設定されている場合は、権利者の同意書、それらの権利者との間で権利の抹消又はそのままの権利状態で転用を行うことについて同意が得られている旨の転用事業者の申立書又は転用事業者がこれらの権利の設定について承知している旨の申立書を添付してください。</li> </ul>
16	(根) 抵当権者の同意書等	
17	地役権者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地に地役権が設定されている場合に添付してください。</li> <li>・電力会社の場合は同意書の発行までに期間がかかることがあるので、余裕を持って手続きしてください。</li> </ul>
18	代替性の検討表及び候補地の位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地の農地区分が第1種農地又は第2種農地の場合に必要となります。<b>詳しくは申請窓口の農業委員会事務局へお問い合わせください。</b></li> </ul>
19	盛土許可申請の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土条例の許可が必要な場合、受付印のある申請書の写しを添付してください。</li> </ul>
20	車両一覧又は車検証写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途(事業用・自己用等)、ナンバー、車種、名義人等を記入してください。</li> </ul>
21	近隣住民住居位置図 法人所在位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が近隣住民のための貸駐車場である場合は利用者の位置図を、資材置場や駐車場等の事業用の場合は事業拠点の位置図(現況図)を添付してください。</li> </ul>
22	求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の一部を転用する場合等に添付してください。</li> </ul>
23	再生可能エネルギー発電設備認定通知写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備認定を受けた後に事業者等を変更した場合は、その状況が分かる書類を添付してください。</li> </ul>
24	電力会社との協議書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低圧の場合は電力販売申込書(申込日を明記したもの)を、高圧の場合は接続検討結果の回答書を添付してください。</li> </ul>
25	発電施設設置計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボンニュートラル推進事業本部の受付印のある計画書を添付してください。</li> </ul>
26	宅建免許証写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転用目的が建売住宅の場合に添付してください。</li> </ul>
27	その他参考となる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要領」の土地利用事業に該当する場合は、関係各課と調整したうえで、指示書と措置報告書を添付してください。</li> <li>・申請地が風致地区内にある場合は、緑政課による「風致地区内行為許可書」を添付してください。</li> <li>・申請地が国や市の差押を受けている場合は、転用事業者が差押されていることを了承している旨の申立書を添付してください。</li> <li>・その他、必要に応じて書類の添付を求めることがあります。</li> </ul>
28	法人登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から<b>3ヶ月以内</b>に発行された<b>原本</b>(法務局で取得)を添付してください。</li> </ul>
29	決算報告書等写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近のものを添付してください(貸借対照表のみでも可)。</li> </ul>
30	定款又は寄附行為写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社印等による原本証明(日付を記入)をしてください。</li> </ul>
31	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士等の代理人が申請する場合に添付してください。</li> </ul>
32	農地に復元することの誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時転用が完了した後は農地に復元することを一時転用事業者が誓約したものを添付してください。</li> </ul>
33	農地への復元計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地への復元が分かる断面図を添付してください。</li> </ul>
34	耕作管理計画書(別添様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時転用が完了し、農地復元された後の耕作管理計画を記入してください。</li> <li>・耕作者署名押印欄は、土地所有者が自筆で署名し、押印してください。</li> </ul>
35	工事請負契約書写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転用事業者と発注者との契約書を添付してください。</li> </ul>
36	土地賃貸借(使用貸借)契約書写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者と転用事業者との契約書を添付してください。</li> </ul>

37	工事箇所位置図	・申請地と工事箇所との位置関係が分かるものを添付してください。
38	都市計画法合議	・仮設建築物がある場合、土地政策課による合議を配置図に受けてください。